

(様式1)



報道資料

令和4年8月25日

1 件 名	第3回山口市交流促進空家活用事業審査会（公開プレゼンテーション）の実施について
2 日 時	令和4年9月2日（金）13時30分から
3 場 所	KDDI 維新ホール1階 産業交流スペース Megriba (山口市小郡令和1丁目1番1号)
4 内 容	<p>山口市交流促進空家活用事業において、提案があった1つの事業について、応募者による公開の場でプレゼンテーションを行います。応募者は、プレゼンテーションを20分間行い、審査員からの質疑を10分間行う予定としています。また、審査の結果については、9月7日（水）に、山口市公式ウェブサイト等で公表予定です。</p> <p>○プレゼンテーションを行う団体（敬称略） 「農ある暮らしの循環シェア実験室」 トウワイスマントラス 合同会社 金子 真人</p> <p>○タイムスケジュール 別添のとおり</p> <p>※応募者への取材対応の時間は特に設けませんので、取材につきましては応募者の発表終了後、審査会場及び応募者控え室以外の場所で隨時行ってください。</p> <p>※山口市交流促進空家活用事業の内容について 別添チラシのとおり</p>
5 出 席 者	発表者 及び 審査員
6 問い合せ	農林水産部 定住促進課 （担当：中村） TEL 083-934-4646

山口市交流促進空家活用事業審査会 タイムスケジュール

内容		時間	場所
■開場	開場	13:00 ~	Megriba内 コミュニティラウンジ
■公開プレゼンテーション	事業概要及び審査方法等の説明	13:30 ~ 13:40	
	プレゼンテーション … (30分) 「農ある暮らしの循環シェア実験室」 トウワイスマン合同会社 金子 真人	13:40 ~ 14:10	
	プレゼンテーション終了	14:10 予定	

空家×交流

—山口市交流促進空家活用事業—

プロジェクト 募集!!

応募前の空家確保は不要!

外国人や移住希望者などを対象にしたゲストハウス、地域の魅力を活かした
コミュニティカフェなど…、あなたのアイデアで山口市に新たな交流の場を
創りませんか?

募集期間:令和4年5月9日(月)~8月15日(月)
参加意向申出書は7月29日(金)までにご提出ください

採択事業には
最大100万円
を助成!!
(補助率1/2)



山口市移住ホームページ「すむ住む山口」
すむ住む山口 <https://www.sumusumuyamaguchi.jp/>

あなたのアイデアで、空家を交流の場に。



補助対象

- 事業の要件 ※営利事業、非営利事業の別は問いません。
- ①市外県外からの交流人口・関係人口の増加に繋がる事業であること。
 - ②山口市ならではの地域の魅力発信、コミュニティの形成、地域経済の活性化に資する事業であること。
 - ③改修事業は市内に本店又は支店を有する法人又は市内に住所を有する個人業者が施工することである。ただし、申請者が自ら施工する場合はこの限りではない。

応募資格

- 以下のすべての要件を満たす個人または団体を対象とします。
- ①3年以上継続して本補助金の対象となる事業を実施する意思があること。
 - ②社会貢献等の目的を持って事業を実施しようとする意思があること。
 - ③地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条第2項の規定に該当しないこと。
 - ④山口市から指名停止措置を受けていないこと。
 - ⑤暴力団などの構成員がないこと。
 - ⑥宗教活動や政治活動を目的として行う事業でないこと。
 - ⑦特定商取引に関する法律第33条に規定する連鎖販売取引に該当する事業でないこと。
 - ⑧法律等で活動内容が規定されている事業(介護保険事業等)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び取引に該当する事業でないこと。
 - ⑨国等で実施しているほかの補助金等を受けて実施する事業でないこと。

対象物件

- 事業で活用する空家又は空店舗は、下記のすべての要件を満たすものとし、申請者において確保することとします。
- ①本市の区域内に存する空家又は空店舗であること。
 - ②現に人が居住していないこと。
 - ③本補助金の交付の対象となる工事等(以下「補助対象工事等」)に、現に着手していないこと。
 - ④補助対象工事等と同一の箇所の工事等に対して、国、地方公共団体(山口市含む)及びそれらの外郭団体(以下、「国等」)からの補助を受けていないこと。
 - ⑤国等が所有するものでないこと。
 - ⑥補助対象物件の所有者が事業を理解し、申請者が本補助金の交付決定後速やかに補助対象工事等に着手し、及び本補助金の交付後3年以上継続して補助対象物件を使用することを約していること。

空家を確保していなくても応募できます。

ただし、補助金交付申請日までに確保することが要件となります。

事業を実施する物件については、審査会での採択後、不動産事業者が加盟する団体を通じて斡旋を受けることができます。斡旋を希望される際は山口市定住促進課へお問い合わせください。

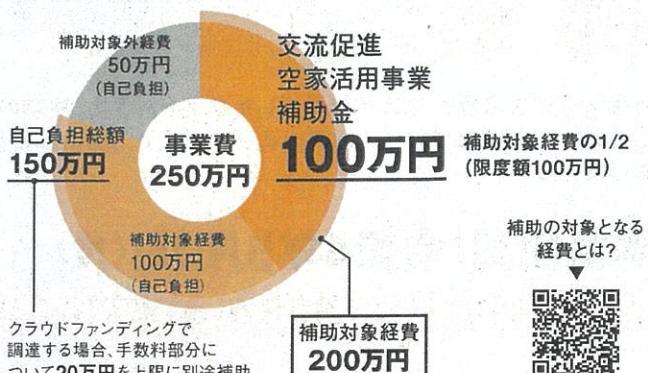
[受付・お問い合わせ] 山口市定住促進課 定住促進担当

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所3階 受付時間 8:30~17:15(土日祝日を除く)
TEL:083-934-4646 FAX:083-934-2867 E-mail:teijyu@city.yamaguchi.lg.jp

本事業は山口市にある空家を優れた地域資源として活用し、新たな交流を創出することで、山口市の魅力を感じていただき、移住・定住の促進及び地域の活性化を図るもので

応募いただいた提案の中から優秀な企画案3点を事業認定し、提案内容を実現するために必要な経費の一部(改修事業+交流事業)、最大100万円(補助率1/2)を助成します。

【補助のイメージ(例)】



スケジュール

募集期間:5月9日(月)~8月15日(月)

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 1 事業アイデア作成・審査会申請 | 5 補助金交付決定・事業開始 |
| 参加意向申出書.....1ヶ月前 | 随時 |
| 参加申込書.....2週間前 | |
| 2 審査会・採択決定 | 6 事業完了 |
| 6月~8月 毎月末実施予定 | 令和5年3月15日
補助対象期間終了日 |
| 募集期間内であっても、採択事業者が3件に達した時点で募集を締め切ります。 | |
| 3 物件マッチング・事業構築 | 7 実績報告 |
| 不動産団体やMegribaの支援あり | 令和5年3月末
内容確認の上、補助金額を確定 |
| 4 補助金交付申請 | 8 補助金支払 |
| 随時(9月末まで) | 請求書提出
※ただし、交付決定後は、概算払交付申請の内容を確認の上、交付決定額を上限とした概算払が可能。(実績報告後に精算) |

応募方法

応募要領の内容や応募書類の書き方についての相談をお受けします。(電話、FAX、Eメール)

- 審査会1ヶ月前までに「審査会参加意向申出書」をメール等で提出
- 審査会2週間前までに「審査会参加申込書」及び「添付書類*」を持参または郵送(書留郵便)
郵送の場合、封筒に「山口市交流促進空家活用事業申込書」と朱書き 期限必着
*添付書類:事業計画書・概算収支予算書・誓約書・その他市長が必要と認める書類

様式は山口市移住情報ホームページ
「すむ住む山口」からダウンロードください

すむ住む山口

検索

山口市